

---

## 第5章

# 施策の内容

---

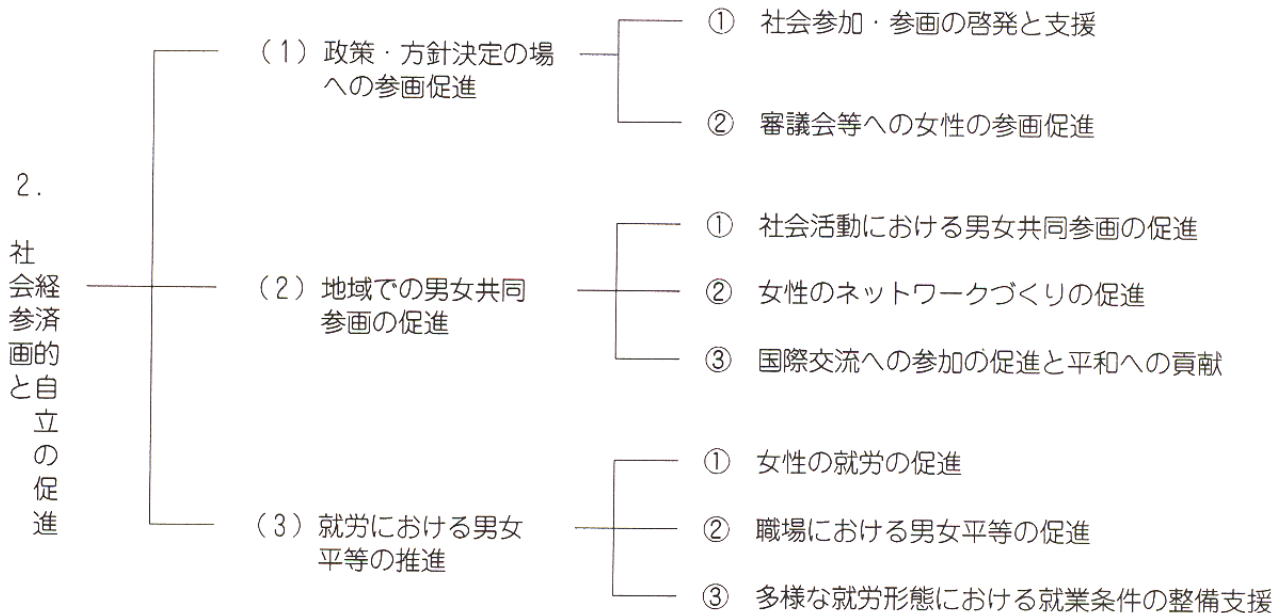
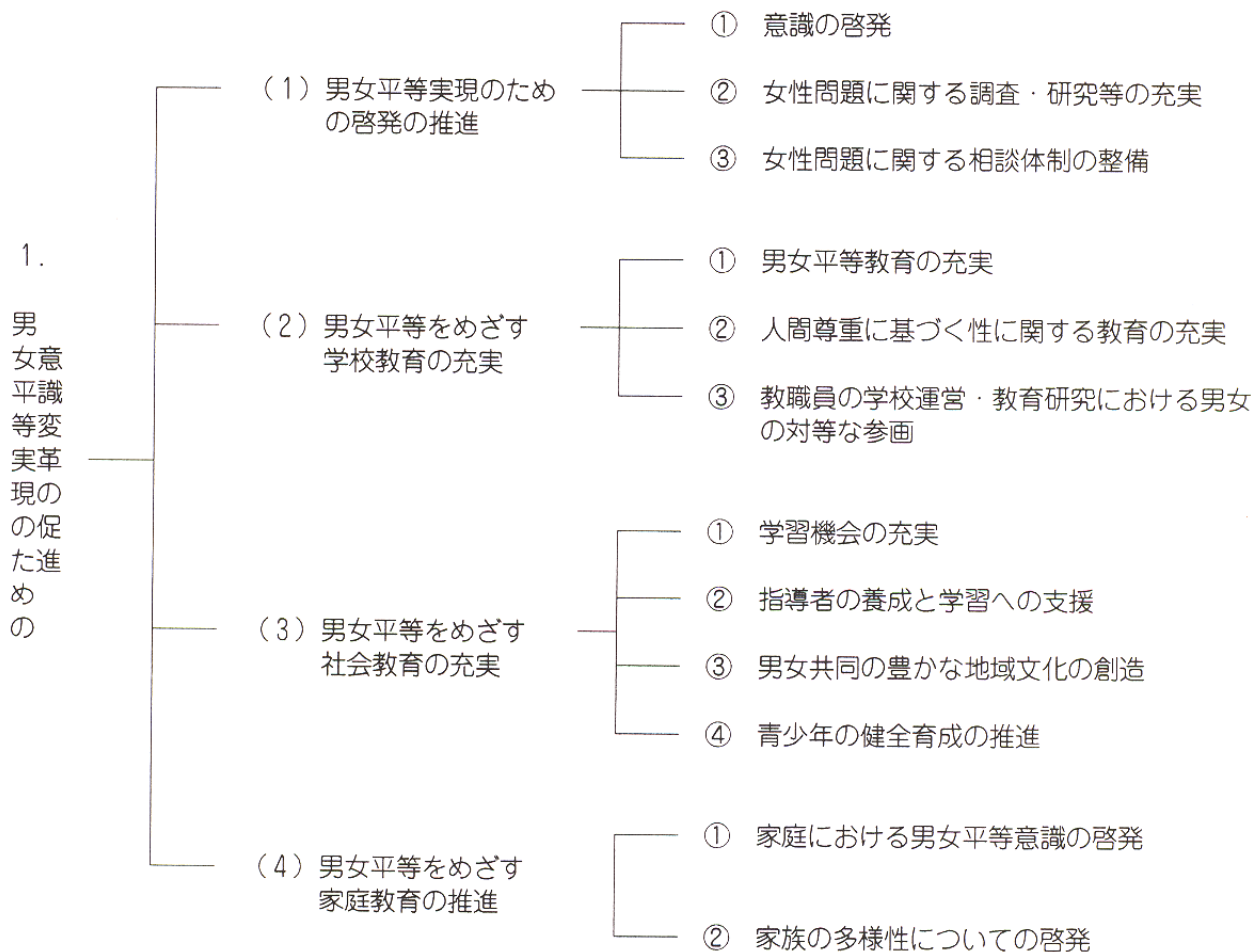
1 施策体系図

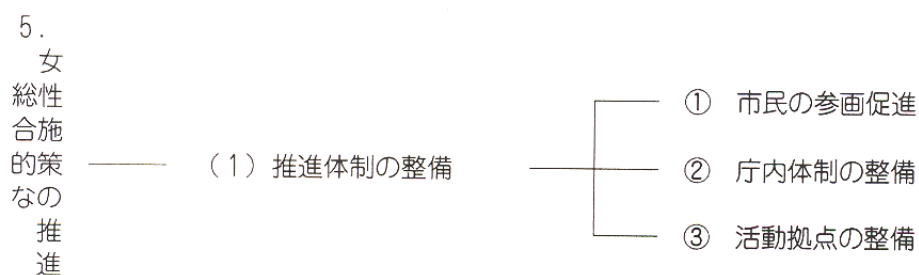
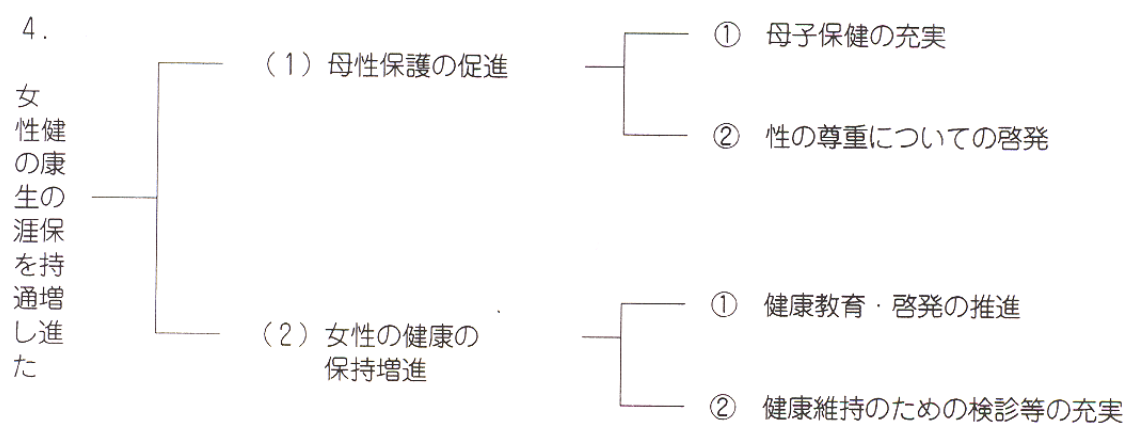
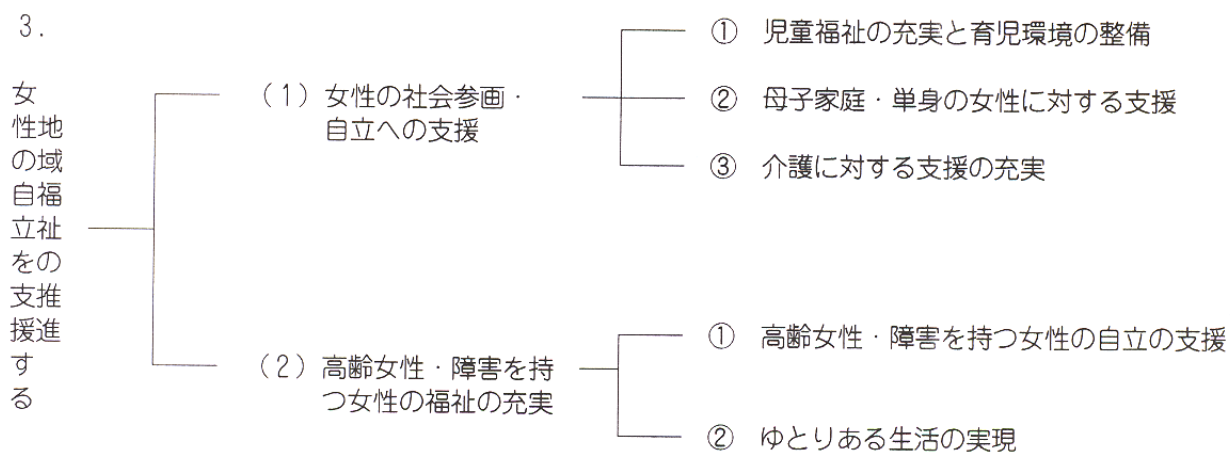
---

2 重点目標と主要施策

---

## 1 施策体系図





## 2 重点目標と主要施策

### 重点目標

# 1

## 男女平等実現のための意識変革の促進

男女平等社会とは、女性も男性も性別にとらわれず一人ひとりが自立するとともに、個人として認められ、その個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮でき、自分にあった生き方の選択が可能になる社会といえます。

しかし、長い歴史のなかで生物学的性差の名のもとに日常化されてきた社会通念や慣習における「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分業意識は、女性の生き方を制約するなど男女平等の実現を阻んでいます。

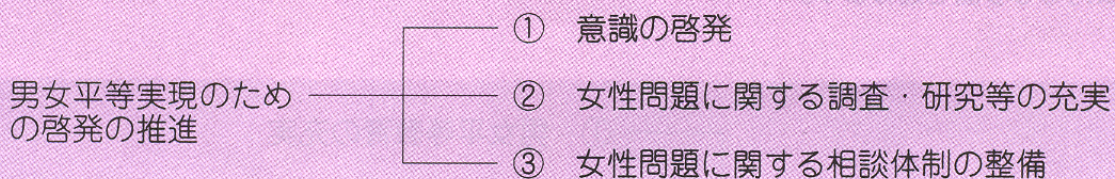
そのため、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で、ジェンダー(※)を問い直す視点で意識啓発を進め、男女平等社会の実現をめざします。

※ ジェンダーとは、生まれながらの生物学的な違い(セックス)ではなく、「男らしさ、女らしさ」に代表されるような、社会的、文化的につくられる性差のことをいいます。

## 主要施策 (1) 男女平等実現のための啓発の推進

固定的な性別役割分業意識を変革し、性別に由来する差別を解消するため、あらゆる場での意識の啓発が重要となっています。

そのため、さまざまな機会を通して啓発を進めるとともに、情報や資料の収集と提供を行います。また、女性問題に関する相談体制の充実を図ります。



### ① 意識の啓発

広報紙や啓発誌などの発行と充実につとめ、広く情報の提供や啓発を促進するとともに、女性問題講座や市民参加によるフォーラムなどを開催し、啓発の機会の充実を図ります。

また、マスメディアや公的な発行物のなかの、性別役割分業意識を助長するような内容の点検と是正を促進するとともに、「性の商品化」(※)撤廃の啓発に努めます。

※ 性の商品化とは、女性の性（主として身体的なもの）を人格から切り離して、物＝商品として扱う傾向のことをいい、「売買春」をはじめポルノグラフィや女性のセックスアピールを誇張した広告まで広い意味で用いられています。

### ② 女性問題に関する調査・研究等の充実

意識啓発を進めるための課題を抽出するため、市民の意識調査などを実施すると

ともに、国・府・他市町村などの情報や資料の収集と提供に努めます。

また、市立図書館での女性問題関連図書の実験や、市役所庁舎での女性コーナーの設置など、情報ライブラリーの整備・充実をめざします。

### ③ 女性問題に関する相談体制の整備

女性問題に関する相談は対象分野が多岐にわたるため、総合的な相談ができる窓口の設置に努めます。

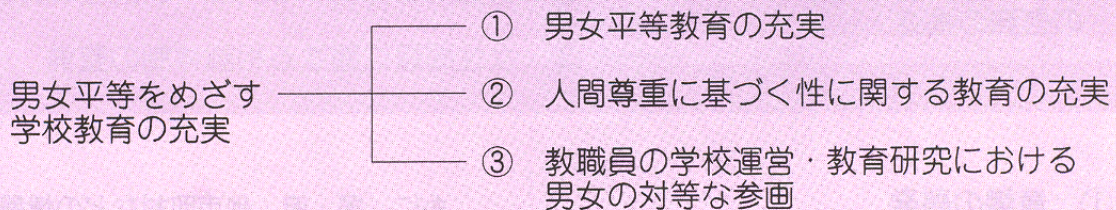
また、女性の自立した生き方を可能にするための心理的な支援も含めた各種相談事業を、関係機関と連携し充実を図ります。

さらに、女性の健康の保持増進を図るため、健康診査の普及や生活習慣病（成人病）予防対策などの病気や心の相談ができる体制を充実します。

## 主要施策 (2) 男女平等をめざす学校教育の充実

「いじめ」をはじめとし、学歴偏重や遊び環境の悪化など、子どもを取りまく状況は厳しくなっており、学校教育において人権の尊重はますます重要となっています。女性問題は人権問題であることから、次代を担う子どもたちに対して、学校教育全体を通じて男女の自立と平等に根ざした、男女の相互理解や相互教育の充実が求められます。

そのため、学校での教育や指導内容を充実するとともに、教職員の研修や学校運営における男女対等な参画を進めます。



### ① 男女平等教育の充実

男女平等教育の充実のため、幼稚園から中学校まで指導方法の研究を進めます。

また、男女平等教育の視点も考慮し、教材・教科書の選択を行い、資料等の活用などに努めるとともに、教育課程の検討など学校教育活動全般について一層の推進を図ります。

### ③ 教職員の学校運営・教育研究における男女の対等な参画

男女平等教育を推進するため、教職員の研修の拡充を図ります。

また、学校におけるすべての教育活動や研究活動において、男女の教職員が対等に活躍できるような環境を創るとともに、女性教職員のリーダーや管理職への育成に努めます。

### ② 人間尊重に基づく性に関する教育の充実

学校教育における性に関する教育は、男女の性や生殖にかかわる機能だけでなく、人間尊重の精神に基づいて行われることが大切であり、性が尊重されるような教育に努めます。

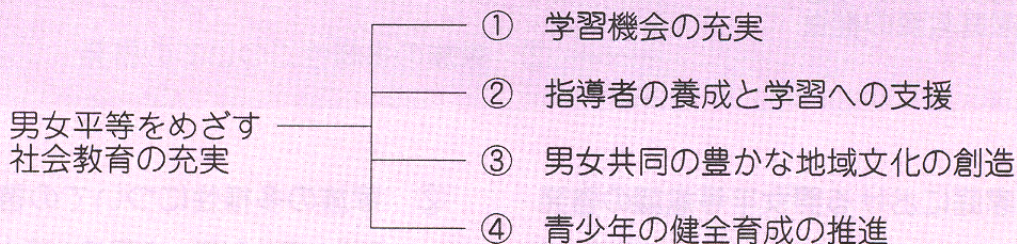
## 主要施策 (3) 男女平等をめざす社会教育の充実

家庭や社会のなかで自立して主体的に生きるため、社会教育における男女平等教育の推進を図ることが重要です。

社会教育の学習内容に、生活者の視点を盛り込むとともに、性別役割分業にとらわれずさまざまな分野への男女共同参画をめざすための講座の開催など、学習機会の充実に努めます。

女性のライフサイクルの変化や高学歴化に対応し、系統的、継続的な学習ができるような環境を整備し、女性問題にかかわる指導者の養成を進めます。

さらに、地域に根ざした豊かな文化の創造・発展を促進します。



### ① 学習機会の充実

学習機会を充実するため、各種講座や講演会・フォーラムを開催し、特に男性も参加しやすい曜日・時間帯やテーマなどの工夫に努めます。

また、さまざまな情報を提供し、自主学習を支援します。

さらに、メディアに潜む性差別や「性の商品化」に反対する世論の醸成を図ります。

とともに、情報の提供を進めます。

### ③ 男女共同の豊かな地域文化の創造

慣習やしきたりあるいは伝統的な行事における男女の役割の固定化を見直し、それぞれの個性を尊重しつつ、男女の対等な関係を基盤とした新しい地域文化の創造に努めます。

### ② 指導者の養成と学習への支援

女性問題関連講座や女性問題アドバイザー養成講座等を通じて、指導者の養成に努めます。

また、自主学習を支援するために、男女共同参画活動助成金制度(※)を広くPRす

### ④ 青少年の健全育成の推進

次代を担う青少年の健全な発達を援助するとともに、青年期・成人期における人権尊重の立場での性に関する教育を、関係機関と協力しながら促進します。

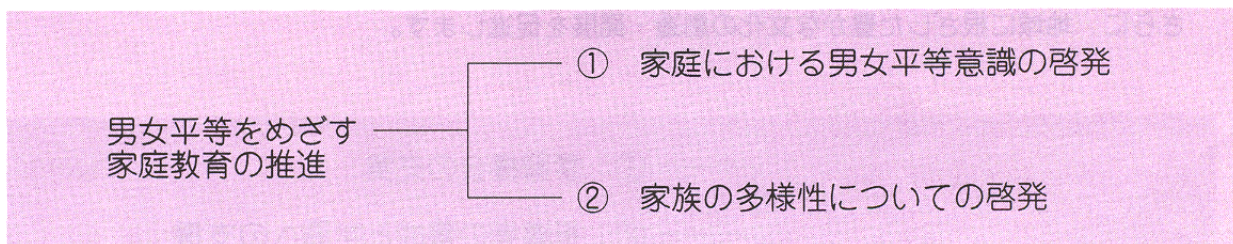
さらに、留守家庭児童会の充実に努めます。

※ 男女共同参画活動助成金制度とは、本市が女性問題に対する意識の高揚と指導者の養成を目的に、市民が、国や自治体等が主催する講演会や講座等に参加した場合の参加費の一部や、グループ活動助成金として、女性問題の学習や啓発などの事業に対し定められた額を助成する制度のことです。

## 主要施策 (4) 男女平等をめざす家庭教育の推進

家庭は人間形成の基本となる場であり、次の世代を担う子どもの人格形成において、家庭での教育が子どもに及ぼす影響が大きいことを認識し、男女平等への啓発を行うことが重要になっています。

そのため、男女平等に基づく家庭づくりや多様な家族形態を尊重する家庭教育が行われるよう、啓発に努めます。



### ① 家庭における男女平等意識の啓発

家庭における性別役割分業意識を見直し、家庭が人間性の維持・回復や、次の世代を育成する場としての役割を果たせるよう、男女両性による家庭責任の確立に関する啓発に努めます。

また、女の子と男の子に対する期待感や教育方針の差別などについて、男女平等という視点の家庭教育を啓発します。

### ② 家族の多様性についての啓発

多様な家族形態への理解を深め、それぞれの生活スタイルに対する差別や偏見をなくし、個人の人権尊重をめざすとともに、今も残る「家」意識や、慣習・しきたりの見直しについて啓発を進めます。



男女平等社会実現のため、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる分野での男女の同等な参画とともに、女性差別撤廃条約やILO156号条約(※)に謳われているような、生涯にわたる女性の労働権の確保や働く男女の家庭責任の共同分担が女性の経済的自立のために重要です。

そのため、ポジティブ・アクション(※)の理念を尊重し、女性が方針決定過程へ参画していく気運を高め、参画のための条件整備を進めるとともに、就労における男女平等を推進します。

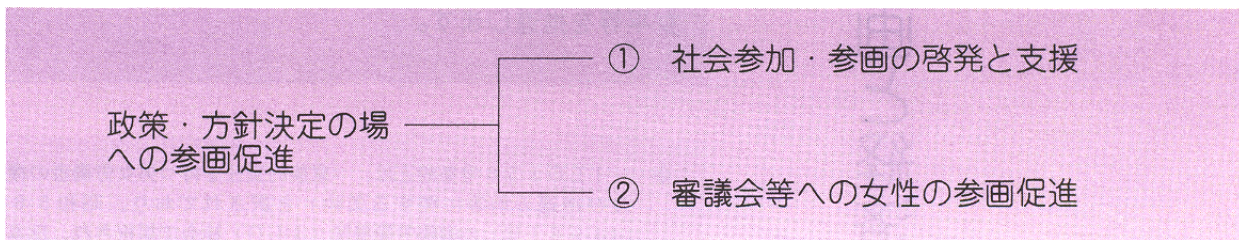
※ ILO156号条約とは、「家族的责任を持つ男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」と訳されており、昭和56年(1981年)の国際労働機関(ILO)総会で採択され、日本は平成7年(1995年)に批准しました。この条約は、育児や介護など家族的责任を持つ労働者が男女を問わず差別されずに働けること、職業生活と家族的责任との調和を図ることをめざしたものです。

※ ポジティブ・アクションとは、積極的差別是正策のことです。従来、継続的に不平等な待遇を受けてきた人々を優先的に取り扱うよう義務づけることによって、機会の平等より一歩進んだ実質的平等を回復することをねらいとするもので、入学や採用・配置・昇進などの際に別枠を設けて優先的に参入させる方策などがあります。「女性差別撤廃条約」において、締約国がポジティブ・アクションを行う際、それが男性に対する逆差別と解しないよう第4条に規定されており、現段階では女性に対して積極的に差別を是正する措置が必要だという立場をとっています。

## 主要施策 (1) 政策・方針決定の場への参画促進

いま社会の流れは、人間らしさを大切に生活重視へという意識に変化しています。このような社会情勢、環境の変化のなかでは、従来の男性優先社会から新たに男女共同参画社会をめざした、女性の政策決定への参加が重要になっています。

そのため、まちづくりをはじめとする政策・方針等の立案、討議、決定などの場へ女性の積極的な参画を促進します。



### ① 社会参加・参画の啓発と支援

公共施設や住宅づくりをはじめとするまちづくりに、女性の参画を促進するとともに、PTA活動など従来女性が多く参加していた分野においても、男女の対等な参画を促進します。

また、女性問題の体系的な学習機会としての女性問題アドバイザー養成講座等を充実し、地域社会におけるリーダーの養成を図ります。

### ② 審議会等への女性の参画促進

政策・方針等の立案、討議、決定などに女性の声を反映させるため、女性が未参画の行政委員会・審議会等をなくす努力をしていくとともに、女性の参画率の向上に努めます。

## 主要施策 (2) 地域での男女共同参画の促進

地域社会を担っている女性たちは、広範な分野でさまざまな活動を活発に行っていますが、地域の活動には古い慣習や社会通念が女性の進出を阻害していることが少なくありません。

そのため、これらの状況の改善に努め、社会活動などに、企画から決定の段階まで女性が参画できるような環境づくりを進めるとともに、女性団体やグループの育成に努めます。

また、世界女性会議に代表されるように、地域活動が世界規模でつながる国際化の時代となっており、地域からの国際交流と平和への貢献を促進します。

地域での男女共同参画の促進

- ① 社会活動における男女共同参画の促進
- ② 女性のネットワークづくりの促進
- ③ 国際交流への参加の促進と平和への貢献

### ① 社会活動における男女共同参画の促進

ボランティア活動や消費者活動、地域活動をはじめとする社会活動を促進するための資料や情報提供を進めるとともに、男女が自主的に参加できるような場の提供や啓発を促進します。

また、地域の古くからのしきたりや慣習、伝統や文化などを男女平等の視点で見直し、男女が互いに多様な生き方を認めあい、世代を超えて支えあえるまちづくりや新しい地域活動を促進します。

さらに、生活環境や自然環境の保全に関する情報の提供や啓発活動に努めます。

### ② 女性のネットワークづくりの促進

地域における女性の自主的な学習・文化・スポーツ活動等を促進するため、人材育成の講座・研修を充実し、活動する女性たちの相互の交流を図るとともに、男女共同参

画活動助成金制度を活用し、女性団体や女性グループへの支援を行います。

また、パソコン通信等の活用をはじめ情報化を生かしたネットワークづくりを促進します。

### ③ 国際交流への参加の促進と平和への貢献

地域からの身近な国際交流と相互理解を深めるため、姉妹都市等との交流や在住外国人との交流・親睦を深めたり、世界の情報収集と提供に努めるとともに、世界人権宣言・国際人権規約・女性差別撤廃条約などの国際的な人権尊重の意識を高め、人種差別や女性問題に関する意識の啓発を促進します。

また、外国人女性に対する相談活動の整備を図ります。

さらに、非核平和都市宣言の趣旨にのっとり、平和教育を進めます。

## 主要施策 (3) 就労における男女平等の推進

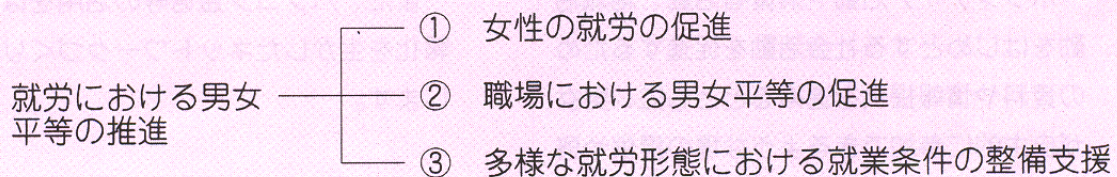
女性も男性も個人として自立した生活をめざすうえで、働くことは基本的な権利です。また、女性の自立にとって経済的自立のもつ意味はきわめて大きく、自己実現を可能にするための基盤といえます。

男女雇用機会均等法(※)施行後、女性の働く権利は男女平等の視点で見直されているとはいえ、昨今の超氷河期といわれる女子学生の就職難をはじめとして、女性をとりまく就業環境は依然として厳しい状況にあります。

また、女性の就業形態は多様化が進み、結婚後・出産後も継続して働きたいという希望を持つ女性も増加してきています。

そのため、女性の就業意欲の高まりに対応した総合的な女性の就業の支援をおこないます。

※ 男女雇用機会均等法とは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」のことで、雇用の分野における男女平等を促進するため、勤労婦人福祉法を抜本的に改正し、昭和61年(1986年)に施行されました。募集・採用・配置・昇進は努力義務、訓練・福利厚生・定年・退職は禁止規定(罰則なし)となっていますが、さまざまな問題点も指摘されています。



### ① 女性の就労の促進

再就職セミナーなどの再就職準備教育や、女性のための労働講座、情報化に対応した職業訓練などを関係機関と連携して開催するとともに、就労ニーズに応じた技術を身につけられるような職業教育情報や雇用情報などの提供に努めます。

また、高齢女性の就労機会の拡大に努めるとともに、障害を持つ女性、母子家庭の母親の職業教育や能力開発の推進と雇用の促進を図ります。

## ② 職場における男女平等の促進

賃金や昇格の格差を解消するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法(※)等の法制度を周知するとともに、セクシュアル・ハラスメント(※)などの人権問題を解消するなど、職場における男女平等の啓発を進めます。

また、事業主に対し女性職員の採用及び女性の管理職への登用促進を啓発するとともに、男女雇用機会均等法の実効性の確保を関係機関に働きかけます。

さらに、女性の就労機会や職域の拡大など、女性の労働問題についての啓発や相談業務の充実を関係機関と連携しながら推進します。

※ 育児・介護休業法とは、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことで、平成3年(1991年)に制定された「育児休業等に関する法律」を一部改正し、平成7年(1995年)に公布された法律で、育児休業や介護休業に関する制度、子の養育や家族介護を容易にするために事業主が勤務時間に関して講ずべき措置等を定め、労働者が生涯を通じて職業生活と家庭生活との両立ができるよう支援するものです。

※ セクシュアル・ハラスメントは、「相手方の意に反した性的な性質の言動を行いそれに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と定義されています。

一般的には「代償型」(労働条件を盾にとって性的行為を要求すること)と「環境型」(上司・同僚・顧客の性的言動によって職場環境を悪化させ、被害者に職場にいづらくさせること)の2つに分類されています。

## ③ 多様な就労形態における就業条件の整備支援

女性のさまざまな働き方の形態に応じた、情報の提供や相談体制等の充実を促進するとともに、事業主に対し、パートタイム労働法(※)などの遵守や、法に基づく就業条件の整備などを啓発します。

また、自営業や農業などに従事する女性たちの生活向上にむけた取り組みへの啓発を推進するなかで、自主的な活動への参加を支援し、経営知識の向上に努めます。

さらに、女性起業家への支援のための情報提供や相談体制の充実を促進します。

※ パートタイム労働法とは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」のことで、短時間労働者が能力を発揮できるようにするとともに、福祉を増進させることを目的に、平成5年(1993年)に施行されました。短時間労働者の労働条件の確保・教育訓練の実施・福利厚生の実施・雇用管理の改善に関する措置等について定めていますが、違反企業に対する罰則規定はありません。

## 重点目標

### 3

# 女性の自立を支援する地域福祉の推進

高齢化が急速に進むにつれて要介護高齢者が増加していますが、これら介護を必要とする高齢者を抱える家庭において介護者の多くは女性で占められています。

また、都市化や核家族化の進展、人々の価値観の多様化にともない、地域社会から孤立した家庭や単親家庭が増加しており、これらのことが女性が社会に参加する上での障害となっています。

そこで、女性の自立を支援するため、介護の社会化(※)や児童の健全育成環境などの整備を推進します。

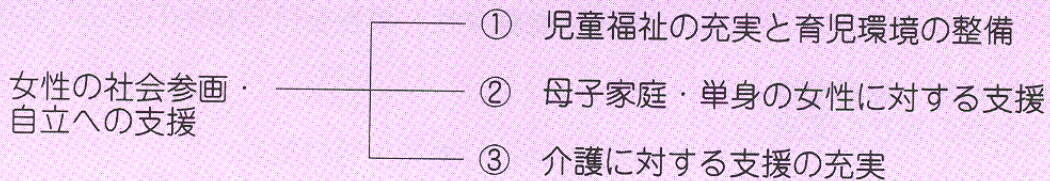
※ 介護の社会化とは、高齢社会が現実化するとともに核家族化が進展し、介護を家族だけでは支え切れない状況となっている現在、家族の責任とされてきた介護について考え直し、ホームヘルパーの派遣をはじめとする在宅介護サービスの充実や施設の整備等により、介護の問題を社会的に支援し、解決しようとすることです。

## 主要施策 (1) 女性の社会参画・自立への支援

核家族化や高齢化の進展により家庭を取り巻く環境が変化し、女性の育児や介護に対する負担が重くなっています。

そのため、保護者が安心して働けるように保育施設や育児環境を整備するとともに、介護の支援をはじめとする高齢者福祉の充実などに努めます。

また、母子家庭や単身の女性に対する支援に取り組みます。



### ① 児童福祉の充実と育児環境の整備

保護者の多様な保育ニーズに対応し、保育所の施設や保育内容の充実とともに、育児不安を解消するため、父母に対する育児知識の提供や育児に関する指導や相談の実施に努めます。

また、地域ぐるみの子育て推進をめざし、子どもを持つ親への育児相談や行事開放などを推進します。

### ② 母子家庭・単身の女性に対する支援

経済的に弱者の立場におかれているケースが多い母子家庭などへの福祉対策の充実をめざします。

また、母子家庭や単身の女性に対する、さまざまな不利益や差別、偏見をなくす啓発に努めます。

### ③ 介護に対する支援の充実

住みなれた地域で生活したいと考える多くの人に、住宅のバリアフリー化(※)への援助や、ホームヘルパーの派遣などの在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、ケアセンターなどの福祉施設の利用促進をはじめ、男性ヘルパーの積極的な登用を含めたホームヘルパー等の人材確保を図り、介護の社会化を推進します。

※ 住宅のバリアフリー化とは生活に不便な障害物を取り除くことをいいます。

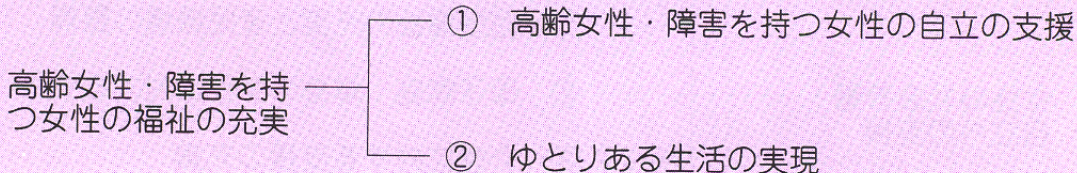
高齢者や障害者が自立して生活するには、住宅内の段差の解消やすりの設置などの必要性があり、そうした住宅を作る動きが進んできています。

## 主要施策 (2) 高齢女性・障害を持つ女性の福祉の充実

高齢社会の到来は現実のものになっています。そして、一人暮らしの高齢者の多くは女性であり、また主たる介護者も圧倒的に女性が多いことから、高齢者問題は女性問題であるといわれており、高齢者福祉の充実が重要な課題となっています。

また、障害を持つ女性の自立を支える福祉の充実も大切になっています。

そのため、高齢女性・障害を持つ女性の自立の支援やゆとりある生活の実現をめざします。



### ① 高齢女性・障害を持つ女性の自立の支援

高齢女性や障害を持つ女性の積極的な社会参加を促進するため、ホームヘルパーやガイドヘルパー派遣などの福祉サービスの周知や充実に努めるとともに、歩道の段差解消や公共・公益施設のエレベーター設置など、福祉のまちづくりを促進します。

### ② ゆとりある生活の実現

女性が生涯充実した生活を送るうえで重要な経済的基盤の確立のため、年金制度をはじめとする社会保障制度の周知に努めます。

また、生活の安定と生きがいを高めるため、職業能力の開発向上や就労機会の提供を促進し、シルバー人材センターの充実に努めるとともに、学習・文化・スポーツ事業等への参加を促進します。



## 重点目標

### 4

# 女性の生涯を通じた健康の保持増進

女性は、次の世代を生み出す重要な機能を有しています。しかし、女性が母性機能を持っていることが社会的諸活動を行う上での障害とされてきました。

また、家事や農業、自営業などに従事する女性の健康管理がおろそかにされていた面があります。

そのため、母性機能の重要性についての社会的認識を広め、母性の保護に努めるとともに、女性が生涯を通して心身ともに健やかに過ごせるよう、健康の保持増進を図ります。

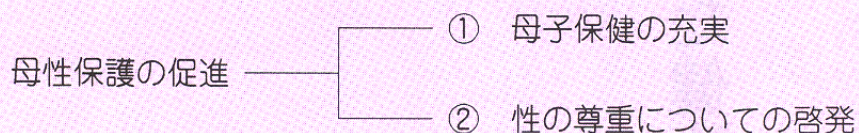
## 主要施策 (1) 母性保護の促進

妊娠、出産に伴う母と子の健康を守るため、妊娠・出産時の不安解消の相談や妊産婦、乳幼児の健康管理とともに、出産や育児に対する男性の理解が重要となっています。

また、女性の性と生殖に関する健康と自己決定権の確立（リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ）（※）に関する啓発活動も大切になっています。

そのため、男性の積極的な参加を促進しながら母子保健の充実と性の尊重についての啓発を進めます。

※ 女性の性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、人権と性の視点から「性と生殖に関する女性の健康」を考えることです。  
また、女性の性と生殖に関する自己決定権の確立（リプロダクティブ・ライツ）とは、「子どもを産むか産まないか、産むとしても、いつ・何人、子どもをもつかを選ぶ権利は基本的人権である」ことを意味します。



### ① 母子保健の充実

妊産婦に対する心とからだの健康や出産、育児に関する情報の提供や指導・相談を充実します。

また、母子保健に対する男性の理解を高めるため、両親対象のマタニティ教室や育児教室の開催に努めます。

### ② 性の尊重についての啓発

女性の身体について正しい知識を持つとともに、性と生殖に関する健康と自己決定権確立の重要性を認識できるよう、教育・啓発活動を推進します。

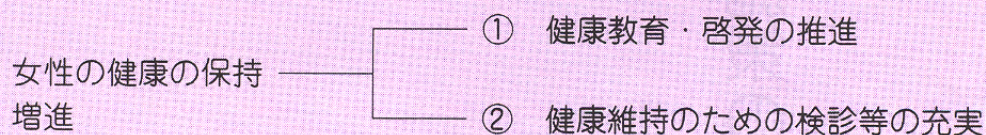
## 主要施策 (2) 女性の健康の保持増進

女性のライフステージ(※)に応じた健康管理を促進するため、健康についての教育・学習や健康診査の普及、生活習慣病（成人病）の予防対策が重要になっています。

また、育児や介護、就労形態により、定期健康診査を受診しにくい女性のための支援施策が求められています。

そのため、健康に関する教育・学習を進めるとともに、健康維持のための検診等の充実に努めます。

※ ライフステージとは、人間の一生を段階区分したもので、通常は幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期にわけます。



### ① 健康教育・啓発の推進

女性が自らの健康を保持増進できるよう、健康に関する教育・学習や健康情報の収集・提供を行うとともに、学校・社会・家庭などのあらゆる場を通じてライフステージにあわせた心とからだの健康づくりに取り組みます。

### ② 健康維持のための検診等の充実

女性の健康維持のため、健康診査や婦人科検診、骨密度測定をはじめとする各種検診を充実し、疾病の早期発見に努めます。

また、さまざまな要因で定期的な健康診査を受診しにくい女性に対して、受診機会の拡充や制度の周知など環境整備に努めます。

## 重点目標

# 5

## 総合的な女性施策の推進

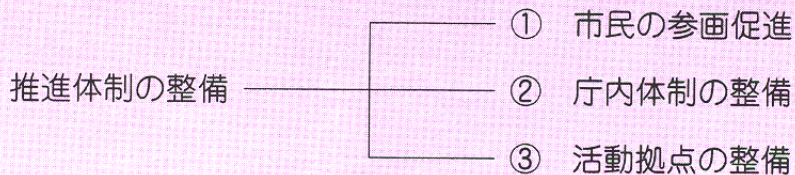
富田林市女性行動計画は、女性をとりまく諸問題を解決し、男女がともに個人として尊重され、社会のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざしていますが、女性問題を解決するための課題は広範囲であり、また多岐にわたっています。

そのため、女性問題という社会的課題の解決を図るため、市民の参画を得ながら総合的に施策を推進していく体制づくりと、全庁的な取り組みを行います。

## 主要施策 (1) 推進体制の整備

この計画の実現にむけて、幅広い層の市民の参画を進めるとともに、富田林市女性施策推進本部を中心に全庁をあげた計画実現への取り組みを推進します。

また、情報提供や相談、活動の拠点となる施設の整備について検討を進めます。



### ① 市民の参画促進

専門的知識を有する学識経験者や、市民、グループ、関係団体・事業所などの理解と協力を得て総合的に施策を推進するとともに、各種講座やイベントなどへの市民の参加を促進します。

### ③ 活動拠点の整備

女性問題に関する情報の提供やさまざまな相談を行うとともに、市民やグループの活動と交流を支援するための拠点づくりを検討します。

### ② 庁内体制の整備

この計画に基づく施策を効果的に進めるため、市長を本部長とする庁内の横断的な組織である富田林市女性施策推進本部を中心に、関係部局と調整を図りながら施策を総合的に推進します。

また、職員の女性問題に関する理解を深めるため、意識調査の実施や研修の拡充を図ります。

さらに、女性の管理職への登用や職種の拡大を図ります。